

(令和2年7月1日～令和3年6月30日に借入申込書を受理するものに適用します。)

高知県

○：不足地域

- 新設の場合、融資対象となります。
- 増改築の場合、「甲種増改築資金」として融資対象となります。

×：充足地域

- 新設の場合、原則として融資対象になりません。
- 増改築の場合、「乙種増改築資金」として融資対象となります。
- ※ 「在宅療養支援（歯科）診療所」及び「かかりつけ医機能を有する診療所」の新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。
- ※ 医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして認定を受けた医師による新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。

(詳細は、「ご融資の種類」ページ等をご参照ください。)

市区町村名	一般診療所 過不足	歯科診療所 過不足
高知市	○	×
室戸市	○	×
安芸市	○	×
南国市	○	○
土佐市	○	×
須崎市	○	×
四万十市	○	×
宿毛市	○	×
土佐清水市	○	○
香南市	○	○
香美市	○	×
(安芸郡)		
東洋町	×	×
奈半利町	×	×
田野町	○	×
安田町	○	○
北川村	○	○
馬路村	×	○
芸西村	○	○
(長岡郡)		
本山町	○	○
大豊町	○	○
(土佐郡)		
土佐町	○	○
大川村	×	○
(吾川郡)		
いの町	○	×
仁淀川町	○	○
(高岡郡)		
中土佐町	○	○
佐川町	○	○
越知町	○	○
四万十町	○	×
橋原町	○	○
津野町	○	○

日高村	○	○
(幡多郡)		
黒潮町	○	×
大月町	○	×
三原村	○	×